

火災共済協同組合等の解散の認可

根拠条文

【中小企業等協同組合法第62条第4項】

責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【中小企業等協同組合法第9条の9第1項3号】

会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済